

利用上の注意事項

1 利用申込手続きについて

新規利用登録完了後、電話または来館にて施設のご予約を承ります。施設ご予約後、指定の期日までに利用料金を現金でお支払いください。お支払い時をもって正式な申し込みとなります。

なお、登録から1年以上利用がない場合は再度登録が必要となります。

2 施設利用受付

施設	市内	市外
大・小ホール 展示室・集会室・和室	使用日の属する月の 1 2か月前の初日から	使用日の属する月の 1 1か月前の初日から
会議室	使用日の属する月の 3か月前の初日から	使用日の属する月の 2か月前の初日から

抽選会) 利用受付開始月の初日は、10時から厚木市文化会館(302 会議室)にて抽選会を行います。

※初日(1日)が休館日に当たる場合は、月の初めの開館日

3 利用の取消し、変更の手続き

施設	期日	変更	取消に伴う還付
大・小ホール	利用日より60日前まで	○	既納施設利用料の50%
	利用日より20日前まで	○	なし
	上記期限以降	×	なし
他	利用日より60日前まで	○	既納施設利用料の50%
	利用日より3日前まで	○	なし
	上記期限以降	×	なし

補足)「12月25日」が利用日の場合は、「12月22日」が3日前となります。※利用日を含みません。

なお、取消し、変更手続きの期日が休館日の場合は、その前の開館日が期日となります。

4 遵守事項

- (1) 収容人員は、利用する施設の定員を超えることはできません。
- (2) 利用時間には準備片付けの時間を含みます。利用開始・終了時間は厳守してください。
- (3) 大・小ホール以外での現金授受を伴う物品販売はできません。
展示室で行う展示販売は厚木市内に事務所のある事業者に限るものとします。なお展示販売は契約行為までとし、現金授受はできません。
- (4) 指定の場所以外でのピンや釘及びテープ等での貼紙はできません。
- (5) 許可のない機材や他人に危害や迷惑をかける物品、動物を持ち込まないでください。
- (6) 火災や地震などの災害時に備え、非常口を確認することに加え、来場者の安全に努めてください。
また非常口・消火設備の付近に物を置くことや、防火扉を開けたままにすることはできません。
- (7) 施設内はすべて禁煙です。
- (8) ゴミはすべてお持ち帰りください。

5 目的外使用、権利譲渡等の禁止

許可を受けた目的以外に会館を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。

6 利用承認の取消し等

次に該当する場合は、利用取消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることがあります。

- (1) 危険物を使用する催物で災害発生のおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 会館の建物又は附属設備を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 利用承認の条件に違反したとき。
- (6) 厚木市文化会館条例又は同条例施行規則に違反したとき。

7 催事の問い合わせ先

催事を行う際は、来館者に案内する[主催者名]及び[問い合わせ連絡先(電話番号)]を明確にしてください。

なお、問い合わせの連絡先をメールアドレスや厚木市文化会館及び厚木市文化会館チケット予約センターにすることはできません。

8 原状回復の義務

利用後又は利用の取消しを受けたときは、必ず施設を原状に戻し、係員立ち会いの上、引き渡してください。

会館の利用について不明な点がある場合は、下記へお問い合わせください。

厚木市文化会館 電話 046(225)2588 施設の利用受付 9:00~17:00 ※休館日除く【休館日:火曜・祝日の翌日】